

公益財団法人群馬県教育文化事業団役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県教育文化事業団(以下「事業団」という。)定款第18条及び第36条の規定に基づき、事業団の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 報酬は、常勤の理事及び非常勤の監事のみを支給するものとし、非常勤の理事及び評議員に対しては支給しない。

2 役員等には、退職手当は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1に定める年額の範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤の監事に対する報酬の額は、別表2に定める日額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 非常勤の監事に対する報酬は、監査の実施の都度、支給する。

3 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みにより支給することができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(通勤手当及び旅費)

第6条 常勤の理事には、その通勤の実態に応じて、職員の例により通勤手当を支給する。

2 常勤の理事が、事業団の職務のため旅行した場合は、職員の例により旅費を支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人群馬県教育文化事業団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表1（第3条関係）

常勤の理事の報酬

役職名	年額報酬限度額
常勤の理事	1人につき 5,000千円

別表2（第3条関係）

非常勤の監事の報酬

監査を実施した日数1日につき 10,000円
